

平成30年 No.29

○東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

改正理由

教室の役割をより明確にするため、所要の改正を行うものである。

承認経過

平成30年 9 月 26 日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程を次のように制定する。

平成30年 9 月27日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成30年規程第22号

東京学芸大学教育学部運営規程の一部を改正する規程

東京学芸大学教育学部運営規程（平成12年規程第17号）の一部について，別紙新旧
対照表の右欄を，左欄のように改正する。

東京学芸大学教育学部運営規程の一部改正について

改正理由：教室の役割をより明確にするため、所要の改正を行うものである。

改 正	現 行
〔省略〕 (教室の役割) 第15条～第17条 〔省略〕 第18条 教室構成員は、課程共通科目、専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。 2 前項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は、構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。 3 <u>前2項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野以外のセンター所属教員及び教職大学院の課程専任教員並びに教育学部に直接配置されている教員は、教室又は構成分野の議を経て教育研究評議会の承認を得た場合には、別表第4の関連分野名の右欄に記載されている関連分野と同様に授業を担当することができる。担当できる授業枠数は、別に定める。</u> 〔省略〕 <u>附 則</u> <u>この規程は、平成30年9月27日から施行する。</u>	〔省略〕 (教室の役割) 第15条～第17条 〔省略〕 第18条 教室構成員は、課程共通科目、専攻必修科目及び専攻選択科目Aの授業科目を担当する。 2 前項の規定にかかわらず、別表第4の関連分野名の左欄に記載された関連分野は、構成分野に準ずる責任を負って授業を担当する。